

☎生活環境課放射能対策係 (旧勤労青少年ホーム内) ☎25-3720

東京電力に「白石の状況」を強く訴えています

市は、これまでも東京電力に対し、被害への早期対応と適切な損害賠償を繰り返し要求してきました。平成27年度に市が負担した事故被害対策経費について、東京電力ホールディングス(株)東北補償相談センター加藤正人所長に損害賠償請求書を直接手渡しました。風間市長は、事故から5年半が経過する現在も、事故被害対策を余儀なくされている現状を強く訴え、これまで東京電力が賠償に応じていない項目、特に農林産物等の放射能測定に係る費用や汚染廃棄物等の処理費用、職員対応費等についてさらに強く要求しました。

東京電力からは、汚染廃棄物等の処理費用の一部について賠償に応じる意向が示されたものの、職員対応費については一向に前進がなく、これまでと変わらず「原子力損害賠償制度の枠組みの下で対応したい」との回答に終始しました。これからは市は、「白石の状況」を強く訴え、損害賠償を求めていきます。



▲東北補償相談センター加藤所長などへの現状を訴える風間市長

通学路の除染を実施しました

報しろいし8月号でお知らせしました通学路除染は、越河地区の4カ所のうち市道越河線(10m)、市道原線(10m)について、8月10・11日に除染作業を行いました。今回行った除染方法は、道路路肩部分の天地返し(汚染さ



▲市道原線の除染作業を行いました

れ上層土と下層土を入れ替える)、堆積物(土壌)除去です。この方法により、除染対象箇所の放射線量の低減を確認しました。なお、残る市道西中畑線内の2カ所(660m)は10月から11月までに実施します。

平均空間放射線量 (マイクロシーベルト/h)	除染前	除染後
市道越河線	0.24	0.15
市道原線	0.31	0.13

※測定高50cm

マイホームの新築やリフォームをお考えの方へ

☎税務課固定資産税係 ☎22-1313

住宅を新築したりリフォーム(改修)したりした場合、一定の要件を満たすと、固定資産税・都市計画税が減額されます。これからのマイホームプランにぜひお役立てください。いずれの制度も、申告書などの提出が必要です。手続き方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。税務課固定資産税係までお問い合わせください。

■新築住宅の減額制度(新築した年の12月末までに申告)
床面積が50㎡(アパートなどは一戸当たり40㎡)以上280㎡以下の住宅を新築した場合、居住部分の床面積120㎡分について、新築後3年間(認定長期優良住宅は5年間)、税額の2分の1が減額されます。

店舗併用住宅やアパートなどの共同住宅も対象となりますが、店舗や共同スペースを除いた居住部分の面積が、全体の面積の2分の1以上あることが必要です。

■住宅耐震改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)
昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、現行の耐震基準に適合する工事費50万円を超える住宅耐震改修工事を行った場合、改修した住宅の居住部分の床面積120㎡分について、改修工事完了の翌年度に限り、税額の2分の1が減額されます。

■住宅省エネ改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)
平成20年1月1日以前に建築され、改修後の床面積が50㎡以上ある住宅(賃貸住宅は除く)で、現行の省エネ

基準に適合する窓断熱工事を含む工事費50万円(補助金等を除いた自己負担額)を超える熱損失防止改修工事を行った場合、改修した住宅の120㎡分について、改修工事完了の翌年度に限り、税額の3分の1が減額されます。

■住宅バリアフリー改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)
新築された日から10年以上経過し、改修後の床面積が50㎡以上ある住宅(賃貸住宅は除く)で、工事費50万円(補助金等を除いた自己負担額)を超えるバリアフリー改修工事を行った場合、改修した住宅の居住部分の床面積100㎡分について、改修工事完了の翌年度に限り、税額の3分の1が減額されます。

また、申請時に65歳以上の方、障がい者手帳をお持ちの方、介護保険で、要介護または要支援認定を受けている方のいずれかが居住していることが要件です。

■家屋を取り壊した場合は届け出が必要で
老朽化などで家屋を取り壊した場合は「家屋取り壊し届」の提出が必要です。忘れずに手続きをお願いします。

平成28年 白石市 バドミントン秋季大会

- 日時 11月13日(日)9:00～
- 場所 スポーツセンター
- 種目 一般ダブルス「男子の部・女子の部」(中学生・ミックスは男子の部、小学生は女子の部)
※大会限定、男子1パート合計年齢が130歳以上で希望の場合は女子の部
- 試合方法 予選はリーグ、決勝はトーナメント戦
- 参加資格 市内・刈田地区に在住・勤務・在学する方、もしくは市内バドミントンクラブに所属する方
- 参加費(1パート) 一般2,000円、中学・高校生1,000円、小学生500円
- 申込期限 11月5日(土)まで
☎白石市バドミントン協会 ☎25-0262 ☎25-0264

再就職支援看護セミナー

～あなたの職場復帰を応援します～
●日時 10月6日・13日(両日とも木曜日)9:00～12:00
※どちらの日か選択してください。
●場所 公立刈田総合病院看護事務室
●対象 看護師資格を持っていて、看護職員として働く意志のある方
☎同病院看護部 ☎25-2145

書道講座受講生募集

- 日時 10月16・30日(毎月2回・日曜日)10:30～12:00
- 場所 中央公民館
- 会費 月2,000円(用紙代込み)
☎青葉塾 佐久間 ☎24-2234

みんなでウォーキング 参加者募集

毎日の歩数と、日々の歩幅は、生活習慣病のほか認知症とも大きく関連しています。もっともお金がかからない健康対策のウォーキング。みんなで緑地公園を歩きながら、より多くの効果を得るコツを一緒に学びましょう。電話で事前に申し込みください。詳しい内容、持ち物などをご連絡します。
●日時 11月21日(月)9:30～11:30
●場所 緑地公園(雨天時は介護予防センター)
※集合場所は介護予防センターです。
●講師 健康運動指導士
●定員 30人(おおむね75歳以下の方、先着順)
☎健康推進課 ☎22-1362

10月23日(日)は「白石市長選挙」「白石市議会議員補欠選挙」の投票日です ～白石市の未来を託す この一票～

☎選挙管理委員会 ☎22-1315



任期満了に伴う白石市長選挙および、議員の辞職による白石市議会議員補欠選挙を行います。白石市の未来を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

- 投票できる方
- 年齢 日本国民で年齢満18歳以上の方(平成10年10月24日までに生まれた方)
- 住所 平成28年7月15日までに白石市に転入届をし、引き続き居住している方(投票前に市外へ転出された方は投票できません)

- 市内転居された方の投票所
平成28年10月5日以降に市内で転居された方は、転居前の投票所で投票することになりますのでご注意ください。
- 当日の投票時間
投票時間は、午前7時から午後7時までです。
※一部の投票所は午後5時までです。
投票所入場券をご確認ください。
- 投票所入場券
10月16日(日)の告示後、投票所入場券を郵送で配布します。4名分まで1枚のはがきに記載されていますので、各自切り離して投票所に持参してください。入場券がない場合でも、本人確認ができれば投票できますので、投票所の受付で申し出てください。

- 開票
●日時 10月23日(日)20:00～
- 場所 中央公民館
- 期日前投票
投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票に行けない方は、ぜひ

- ご利用ください。
- 期間・時間
10月17日(月)～22日(土)
午前8時30分～午後8時
- 場所 市役所2階第2会議室
※受付で投票日当日の予定を確認し「期日前投票請求書兼宣誓書」に氏名・生年月日を記入いただきます。
- 選挙公報
選挙公報は10月18日以降各世帯に配布いたしますが、配布完了まで時間がかかる場合があります。
選挙公報は市役所および各地区公民館に備え付けるほか、白石市選挙管理委員会のホームページにも掲載いたしますので、お急ぎの方はご利用ください。
- 高校生が選挙事務を行います
若年層の投票率向上を目的とした啓発事業の一環として、高校生による選挙事務体験を実施しております。今回の選挙でも白石工業高校の生徒が白石第1・第2・第3・第5・第8投票所で投票事務を行います。ご理解とご協力をお願いします。